

## 米子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）並びに地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実することにより、地域において支え合うことができる体制の構築を推進し、もって要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要支援者等 法第7条第4項に規定する要支援者に相当する者をいう。
- (2) 旧介護予防訪問介護 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。
- (3) 旧介護予防通所介護 整備法第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。
- (4) 事業対象者 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）に記入された内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法及び地域支援事業実施要綱において使用する用語の例による。

### (事業の内容)

第4条 市は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ア 訪問型サービス

(ア) 訪問介護員等によるサービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 共生型訪問型サービス（指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。別表において同じ。）及び重度訪問介

護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下（イ）において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第12条第2項第1号において同じ。）の事業を行う者が行う旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

#### イ 通所型サービス

（ア）通所介護事業者の従事者によるサービス（旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

（イ）通所型サービスB（住民を主体とした有償又は無償のボランティア等の活動として、利用者が定期的に通所することができる場所を提供することにより実施される介護予防及びフレイル予防に資する支援をいう。以下同じ。）

（ウ）通所型サービスC（保健・医療の専門職により提供される、3か月から6か月までの短期間で行われるサービスをいう。以下同じ。）

（エ）共生型通所型サービス（指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。別表において同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。別表において同じ。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。別表において同じ。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この号及び第12条第5項第1号において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下（エ）において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第12条第5項第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。別表において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第12条第5項第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。別表において同じ。）が行う旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

#### ウ その他生活支援サービス

#### エ 介護予防ケアマネジメント

(ア) ケアマネジメントA (介護予防支援と同様のケアマネジメントをいう。)

(イ) ケアマネジメントB (サービス担当者会議やモニタリングを省略したケアマネジメントをいう。)

(ウ) ケアマネジメントC (基本的にサービスの利用の開始時のみに行うケアマネジメントをいう。)

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第5条 総合事業のうち、訪問介護員等によるサービス、共生型訪問型サービス、通所介護事業者の従事者によるサービス、通所型サービスC及び共生型通所型サービスについては、指定事業者により実施する。

2 総合事業のうち、通所型サービスBについては、地域において住民が主体となって活動している特定非営利活動法人、ボランティア団体その他市長が適当と認める者(次条において「住民ボランティア等の団体」という。)により実施する。  
(補助等により実施するサービス)

第5条の2 市は、通所型サービスBを実施する住民ボランティア等の団体に対し、当該通所型サービスBに係る活動に必要な経費を補助し、又は助成するものとする。

(指定事業者が行う事業に要する費用の額)

第6条 第5条第1項の規定により指定事業者により実施する総合事業(以下「指定事業者が行う事業」という。)に要する費用の額は、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の中欄に定める単位数に、同表の右欄に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

(第1号事業支給費の額)

第7条 指定事業者が行う事業に係る第1号事業支給費の額は、前条に定めるところにより算定した費用の額(その額が現に当該指定事業者が行う事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定事業者が行う事業に要した費用の額とする。)の100分の90(当該指定事業者が行う事業の利用者が、第1号被保険者であって、かつ、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合には、100分の80、同条第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合には、100分の70)に相当する額とする。

(支給限度額)

第8条 要支援者が総合事業を利用する場合は、法第55条第1項の規定により、支給限度額を算定するものとする。

2 事業対象者が指定事業者が行う事業を利用する場合は、居宅介護サービス費等

区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに定める単位数により支給限度額を算定するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同号ロに定める単位数により算定することができる。

（高額介護予防サービス費等相当額の支給）

第9条 市は、指定事業者が行う事業について、法第61条第1項の高額介護予防サービス費及び法第61条の2第1項の高額医療合算介護予防サービス費に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額の支給については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

（指定事業者の指定）

第10条 通所型サービスCに係る指定事業者の指定は、介護予防通所介護事業者の従事者によるサービスに係る指定事業者の指定又は介護予防通所リハビリテーションに係る法第53条第1項本文の指定若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る法第54条の2第1項本文の指定を受けている者に対し、行うものとする。

2 市長は、本市における総合事業の供給量が見込量を超過する場合その他本市における総合事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、指定事業者の指定をしないことができる。

（指定の有効期間）

第11条 介護保険法施行規則第140条の63の7の市が定める期間は、次に掲げる指定事業者の指定の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1）次号及び第3号に掲げる指定事業者の指定以外の指定事業者の指定 6年

（2）整備法附則第13条の規定により訪問型サービス又は通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る当該指定事業者の指定 3年

（3）通所型サービスCに係る指定事業者の指定（平成29年3月31日までにを行うものに限る。） 当該指定事業者の指定の日から平成30年3月31日まで

（指定事業者が行う事業に関する基準）

第12条 訪問介護員等によるサービスは、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号又は第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に定める基準のうち、旧介護予防訪問介護に係る基準に従って行わなければならない。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 共生型訪問型サービスは、次の各号に定める基準に従って行わなければならない。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第5条1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。別表において同じ。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号及び別表において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者、共生型訪問型サービスの利用者及び共生型訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第39条の2に規定する共生型訪問介護をいう。）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (3) 旧指定介護予防サービス等基準第4条、第5条（第1項を除く）、第6条及び第8条から第40条までの規定に従って行うこと。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

3 通所介護事業者の従事者によるサービスは、旧指定介護予防サービス等基準に定める基準のうち、旧介護予防通所介護に係る基準に従って行わなければならない。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

4 通所型サービスCは、市長が別に定める基準に従って行わなければならない。

5 共生型通所型サービスは、次の各号に定める基準に従って行わなければならない。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。別表において同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。別表において同じ。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。別表において同じ。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。別表において同じ。）、又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。別表において同じ。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」

という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者、共生型通所型サービスの利用者及び共生型通所介護(指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する共生型通所介護をいう。)の利用者又は共生型地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。次号において指定地域密着型サービス基準という。)第37条の2に規定する共生型地域密着型通所介護をいう。)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型通所型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (3) 旧指定介護予防サービス等基準第96条、第98条、第99条第4項及び第100条から第111条までの規定に従って行うこと。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第13条 第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、本市の区域外にある事業所(市長が行った指定事業者の指定に係るものに限る。)において指定事業者が行う事業が行われる場合において、市長が適当であると認めるときは、当該指定事業者が行う事業に要する費用の額、当該指定事業者が行う事業に係る第1号事業支給費の額及び当該指定事業者が行う事業に関する基準は、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の長が定めるところによるものとする。

(事業の委託)

第14条 市長は、総合事業(指定事業者が行う事業及び通所型サービスBを除く。)を、法第115条の47第4項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する者(事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントについては、同条第1項に規定する厚生労働省令で定める者)に委託して実施することができる。

(事業対象者に対する調査等)

第15条 事業対象者が介護予防・生活支援サービス事業を利用することができる期間は、基本チェックリストによる調査を受けた日から起算して1年以内とする。

2 事業対象者は、前項に定める期間の満了後においても介護予防・生活支援サー

ビス事業を利用しようとするときは、市長が定めるところにより、再度、基本チェックリストによる調査を受けなければならない。

(規定外事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表の規定は、この要綱の施行日（以下「施行日」という。）以後に指定事業者により実施される総合事業に要する費用の額について適用し、施行日前に指定事業者により実施された総合事業に要する費用の額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表の規定は、この要綱の施行日以後に指定事業者により実施される総合事業に要する費用の額について適用し、同日前に指定事業者により実施された総合事業に要する費用の額については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

事業の区分		単位数		1単位の単価
訪問型サービス	訪問介護員等によるサービス（標準的な内容の指定相当訪問型サービス）	287単位／回		10円
	訪問介護員等によるサービス（生活援助が中心のサービス（所要時間20分以上45分未満））	179単位／回		
	訪問介護員等によるサービス（生活援助が中心のサービス（所要時間45分以上））	220単位／回		
	訪問介護員等によるサービス（短時間の身体介護中心のサービス）	163単位／回		
共生訪問型サービス	(1) 指定居宅介護事業者が、その事業を行う指定居宅介護事業所において、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）によるサービスを提供した場合 ※ 訪問介護員等によるサービスの単位数（以下「所定単位数（訪問）」という。）の100分の100に相当する単位数を単位数として算定する。	標準的な内容の指定相当訪問型サービス	287 単位／回	
		生活援助が中心のサービス（所要時間20分以上45分未満）	179 単位／回	
		生活援助が中心のサービス（所要時間45分以上）	220 単位／回	
		短時間の身体介護中心のサービス	163 単位／回	
	(2) 指定居宅介護事業者が、その事業を行う指定居宅介護事業所において、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者によるサービスを提供した場合 ※ 所定単位数（訪問）の100分の70に相当する単位数を単位数として算定する。	標準的な内容の指定相当訪問型サービス	201単位／回	
		生活援助が中心のサービス（所要時間20分以上45分未満）	125単位／回	
		生活援助が中心のサービス（所要時間45分以上）	154単位／回	
		短時間の身体介護中心	114単位／回	



		のサービス	
	<p>(3) 指定居宅介護事業者が、その事業を行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者によるサービスを提供した場合</p> <p>※ 所定単位数（訪問）の100分の93に相当する単位数を単位数として算定とする。</p>	標準的な内容の指定相当訪問型サービス	267単位／回
		生活援助が中心のサービス（所要時間20分以上45分未満）	166単位／回
		生活援助が中心のサービス（所要時間45分以上）	205単位／回
		短時間の身体介護中心のサービス	152単位／回
	<p>(4) 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所においてサービスを提供した場合</p> <p>※ 所定単位数（訪問）の100分の93に相当する単位数を単位数として算定する。</p>	標準的な内容の指定相当訪問型サービス	267単位／回
		生活援助が中心のサービス（所要時間20分以上45分未満）	166単位／回
		生活援助が中心のサービス（所要時間45分以上）	205単位／回
		短時間の身体介護中心のサービス	152単位／回
通所サービス	通所介護事業者の従事者によるサービス	436単位／回（月4回まで）	
		447単位／回（月8回まで）	
通所サービスC	(1) 運動機能向上及び口腔機能向上プログラムを実施した場合	350単位／回	
	(2) 認知症予防プログラムを実施した場合	400単位／回	
	(3) 栄養改善プログラムを実施した場合	100単位／回	

共生型通所型サービス	(1) 指定生活介護事業者が、その事業を行う指定生活介護事業所においてサービスを提供した場合	405単位/回 (月 4 回まで)
	※ 通所介護事業者の従事者によるサービスの単位数 (以下「所定単位数 (通所)」という。) の100分の93に相当する単位数を単位数として算定する。	416単位/回 (月 8 回まで)
	(2) 指定自立訓練 (機能訓練) 事業者又は指定自立訓練 (生活訓練) 事業者が、その事業を行う指定自立訓練 (機能訓練) 事業所又は指定自立訓練 (生活訓練) 事業所においてサービスを提供した場合	414単位/回 (月 4 回まで)
	※ 所定単位数 (通所) の100分の95に相当する単位数を単位数として算定する。	425単位/回 (月 8 回まで)
	(3) 指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者が、その事業を行う指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所においてサービスを提供した場合	392単位/回 (月 4 回まで)
	※ 所定単位数 (通所) の100分の90に相当する単位数を単位数として算定する。	402単位/回 (月 8 回まで)

備考

- 1 訪問介護員等によるサービス、共生型訪問型サービス、通所介護事業者の従事によるサービス及び共生型通所型サービスに要する費用の加算及び減算については、地域支援事業実施要綱別添1に定める加算及び減算について算定し、その算定の要件は、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護の例による。
- 2 利用者が、通所介護事業者の従事者によるサービス、共生型通所型サービス又は介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスCに係る費用は、算定しない。
- 3 共生型サービス事業者が介護保険法第72条の2第1項に規定する別段の申出をして指定を受けた場合は、所定単位数 (訪問) 又は所定単位数 (通所) を算定する。
- 4 共生型訪問型サービスの単位数等の取扱いについては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日付け老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。) 第2の2の(14)に準ずるものとする。